

通告４番目、５番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ５番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

今回は団地内道路の市道認定についてと、コロナワクチン接種事業について、そして地域防災力向上に係る取組についてお伺いいたします。なお、コロナワクチン接種事業については、さきに梅田議員がご質問されておりますので、重なる部分もあると思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

まず、１番目の団地内道路の市道認定についてです。NHKの夕方の報道番組「ギュギュっと和歌山」というのがあるんですけど、今週は岩出市のことが放送されると聞きましたので、興味深く見ました。

月曜日は、岩出市の魅力的なところとして、魅力的なお店がたくさんあることや都会へのアクセスのよさ、また自然が豊かなところ等が取り上げられておりました。そして火曜日は、岩出市の課題として、線引きがなく、これまで無秩序に宅地開発がされてきたことや生活道路が狭く危険な箇所がある、そして免許返納等をされた高齢者の移動が不便であるというふうなことが上げられておりました。

私は、今から40年ほど前に仕事の関係で、他府県から那賀郡打田町に転入してきました。当時、隣町でありました岩出町に対しましては、立派な広い道路が通っているけど、飲食店が少なく、ガソリンスタンドとパチンコ店が目立つなという印象を持ったのを覚えております。

その立派な広い道路も備前の辺りで行き止まりの状況でした。その頃、岩出町では、盛んに田畑や山林が宅地造成、開発され、あちこちに団地ができ、そして道路が建設されていったと思われまます。

和歌山市の隣に位置し、山を越えると大阪にも近いということで、夢の一戸建てマイホームを求め、多くの人に移り住んでこられました。岩出市の総人口の推移は、国勢調査によりますと、私がこちらのほうに越してきました1980年には2万4,000人台だったのが、5年後の1985年には2万8,000人台になり、また5年後、1990年には3万2,000人、3万人台になりました。そして、それから5年後、1995年には4万人台になり、2000年には4万8,000人、2005年には5万人台と、どんどん右肩上がりが増えております。

私が和歌山県に転入してきた40年前に比べますと、岩出市の人口は2倍以上に増

えています。団地ができ40年も過ぎると、道路も家屋も劣化が進んでまいります。家屋の場合は、各自でメンテナンスやリフォームが行えますが、道路については自治会の力だけではなかなか管理や修繕は難しいのが現状です。道路にくぼみや亀裂が入った場合は、市から補修の材料が提供されるので、それにくぼみを埋めたりしながらしのいでいます。

岩出市山田のグリーンハイツも団地ができ四、五十年たっております。道路は段差や亀裂が入っておりますが、市から支給される現物支給の材料で応急処置をしている状態です。

土木課では、道路の危険、異常箇所の通報のお願いとして、市道等での事故防止のため積極的に危険箇所の解消に取り組んでおります。下記事項に該当するような箇所があればご連絡をお願いしますと発出されております。しかしながら、山田グリーンハイツ内の道路は私道であります。市道ではないため、土木課による危険箇所の解消に取り組むことができないということです。

そこで1点目、山田グリーンハイツの道路が市道認定できない原因をお聞かせください。

2点目として、その原因を取り除くため、市で何か手助けができないのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の1番目、団地内道路の市道認定についての1点目、山田グリーンハイツの道路が市道認定できない原因はについてお答えいたします。

ご質問にある分譲住宅地は、昭和50年頃から数回に分けて複数の事業者により分譲されてきた開発地で、その個々の道路敷地の現在の登記状況としましては、道路として分筆され、当時の開発事業者の法人名や関係者の個人名で残っているもの、また分譲された土地と一緒に買主に所有権移転され、個人名の道路として残っているものなど、様々でございます。

また、これらに加えて、抵当権、地役権などの所有権以外の権利の登記がされている土地や国土調査により筆界未定の土地もあり、なおかつその登記名義人や抵当権者などが法人の解散、個人の死亡による相続の開始など、複雑多岐にわたっています。

市道認定に当たりましては、岩出市市道認定要綱に基づき、その要件の1つとして、道路の敷地及び構造物に関する権限を無償で取得できることが必要となります。

そのため道路敷地の所有者及び利害関係人において、先ほど申し上げた権利関係の状況を整理することが大変困難となっており、岩出市への寄附手続ができなかったために所有権移転することができず、これまで市道認定がなされていなかったものです。

次に2点目、原因を取り除くため市で何か手助けできないのかについて、お答えいたします。

市に移管を受けて市道認定を行うには、まず地域にお住まいの利害関係人が主となり、さきにお答えした問題を解決していただく必要があります。これに関して、法令や手続に関するご相談、司法書士、弁護士等、代理人への状況説明、市への所有権移転に必要な登記関係書類の作成などをお手伝いすることができます。

一方、市への移管、市道認定に至らない場合であっても、自治会で修繕を行っていただく場合のコンクリートやアスファルト等の原材料支給制度もございます。

なお、現在、岩出市では、平成20年以降、岩出市開発事業に関する条例に基づき、市内で行う開発行為等により築造された道路は全て市に帰属され、基本的に市道認定しており、このような問題の未然防止に努めているところでございます。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今お答えしていただきましたように、市道認定に至るためには、大変複雑多岐にわたる状況、まるで絡み合った糸を一本一本解きほぐしていくような努力で、地役権や抵当権の利害関係の状況等、整理が必要ということです。それと、あと何とか私道を市道にということで、いろいろと動いておられる方が、その問題ともう一つ、道路の分筆上の所有者が不明ということで、市への所有権移転の同意が取れないという、そういう問題もハードルとしてあるんだというふうに聞いております。この所有者不明土地の円滑化に関する特別措置法というものが施行されましたが、これによって問題解決を図ることができないのかをお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部次長。

○今井事業部次長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法におきましては、その土地の公共事業における収用手続の合理化・円滑化や地域福利増進事業の創設に関する特別の措置等が規定されており、円滑化は図られるものと思われませんが、その対象となる所有者不明土地とは、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令

で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地」と定義されており、一通りの調査等の労力は必要でございます。したがって、法施行により一挙に問題解決が図られるものではございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 続きまして、コロナワクチン接種事業についてお伺いいたします。

新型コロナの感染状況につきましては、最近、やや収束ぎみになり、3密を避けるなど、基本的な予防対策を行いながら、少しずつ平常時に近づいているような気がいたします。

このまま収束することを願うばかりではありますが、新たに感染力の強いオミクロン株が、南アフリカからアメリカ、ヨーロッパをはじめ、多くの国で感染者が出ているということです。政府におきましては、水際対策として外国人の入国を制限しておりますが、既に国内でも感染者が出ており、予断を許さない状況です。

このオミクロン株にはワクチン3回目の接種で高い効果を発揮するとされております。岩出市総合保健福祉センターにおける集団接種は10月30日をもって終了し、11月からは個別接種に移行したということでございますが、集団接種に当たっては、職員の皆様も多数ご協力をいただき、大変ご苦労さまでございました。

そこで1点目として、岩出市民の接種率はどうかであったのかについてお聞きいたします。

次に2点目、ワクチン接種に伴う副反応についてどのような副反応が出ているのか、また、その中でも重篤な副反応があったのかをお聞かせください。

最後に3点目ですが、2回にわたるワクチン接種事業は、職員さんにとっても初めてのことでしたので、いろいろと問題点もあったことと思います。そういった問題点を解消して、3回目の接種に生かし、効率的・効果的なワクチン接種を進めていただきたいと思います。どういったことを3回目生かすのか、ご答弁お願いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2番目、コロナワクチン接種事業についての1点目、岩出市民の接種率にはつきましては、先ほどの梅田議員の質問にお答えしたとおりですが、12歳以上の全体の対象者に係る接種率は、12月12日現在、1回目が83.5%、2回目が82.7%となっております。

続いて2点目、副反応の状況はどうか、また重篤な副反応はなかったのかにつきましては、市の集団接種において何らかの症状により救護室で対応したケースでは、対応人数延べ126人中、複数の症状を示された方がいらっしゃいましたが、主な症状としては、しびれ、痛み、違和感の方が25名、目まい、ふらつき等の方が19名、胸痛、胸部不快感、動悸等の方が19名、息苦しさの方が18名、体調不良の方が17名見受けられました。

また、市に対して副反応の相談が4件ございました。そのうちの1件の方が予防接種救済制度を利用し、申請されましたが、現在は体調も戻っている状態です。その他の方につきましても、現在のところ死亡や重度障害に至るような重篤な副反応の報告、相談等はございません。

続いて3点目、2回の接種経験を踏まえ、3回目に生かせることにはつきましては、予約時の混乱を避けるため、3回目の個別接種の予約では、電話予約だけでなく、インターネット予約も可能としており、幅広い年齢層の方が円滑に接種予約できるよう取り組んでおります。

また、個別接種では、これまでの経験を生かすとともに、かかりつけ医を選択できることやかかりつけ医がいない方でもお近くの医療機関を選択していただくことで円滑なワクチン接種を推し進めてまいります。

ただし、今後のワクチン供給においては、先ほども申し上げましたとおり、昨夜開かれました厚生労働省の専門部会において、3回目の使用が了承されたモデルナ社のワクチンの増加が見込まれることから、過去の職域接種の経験を踏まえ、集団接種も選択肢として接種方法を検討してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 このワクチン接種では、副反応による健康被害、病気になったり、障害が残ったりするようなことが極めてまれではありますが、避けることができないことから、救済制度が設けられております。新型コロナウイルスの接種についても健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

この副反応によって健康被害を受けた方は、市町村に救済請求を行います。市町

村は調査委員会で調査を行い、都道府県に報告するという流れになっておりますが、この調査委員会ではどのようなことを調査するのかをお聞きいたします。

次に、これまでに国内では一部の医療機関でワクチンの保管状況にミスがあり、ワクチンを廃棄するというふうになったことがあるという事例がありました。このワクチンの種類によって保管方法が異なるということも聞いております。ミスがないように万全の体制が望まれますが、工夫についてお答えください。

そして最後に、医療機関への配送はどのようにして行うかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問にお答えします。

まず、1点目の調査会はどのようなことを調査するのにかにつきましては、今回は新型コロナワクチン接種後の副反応により、医療機関を受診した際に支払った医療費を払戻ししてほしいという本人からの申出があったため、医療機関を受診した原因がワクチン接種による健康被害に該当するかどうかを5名の委員で調査し、その結果を和歌山県を通じて国に報告いたしました。

続きまして2点目、ワクチンの保管や配送方法はにつきましては、国から供給されたワクチンは、県を通じて、月1回のペースで市の総合保健福祉センターに送られ、ディープフリーザー、超低温冷凍庫で、ファイザー社のワクチンについてはマイナス70度、武田・モデルナ社のワクチンについてはマイナス20度で安全に保管されます。また、そこから接種予定数に応じ、原則として、毎週木曜日、配送業者により各医療機関に届けられます。

ディープフリーザーから取り出した後、ファイザー社、モデルナ社のワクチンとも2度から8度で1か月保存可能なことから、医療機関では冷蔵庫で保管しております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目は、地域防災力向上に係る取組についてお伺いいたします。

本年、私は、和歌山県主催の「紀の国防災人づくり塾」を受講いたしました。3日間にわたり様々な研修を受けたんですが、その中で、激甚化・頻発化する自然災

害から命を守るためには、減災を目指す地域防災力向上の重要性というものを強く感じました。万一の事態に対する備えは、自分で身を守る自助、地域や近隣で協力し合う共助、行政による公助のこの3つが一体となって機能してこそ、大きな効果があるとされています。

各地域には自主防災組織がありますが、活動内容は地域によって温度差があります。せっかくなつく自主防災組織が活かされるような工夫が必要です。気象や防災の専門家の支援による住民の防災意識の向上や危険箇所の把握、また地域の実情に応じた防災訓練等が望まれます。

そこでお伺いたします。1点目として、気象庁及び気象台による地域防災に対する支援メニューはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

2点目として、市と和歌山地方気象台との連携状況についてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 奥田議員、3番目のご質問、地域防災力向上の取組についての1点目及び2点目について、一括してお答えいたします。

気象庁及び和歌山地方気象台による地域防災に貢献するための取組としまして、平常時は台風をはじめとする防災気象情報の提供、地域防災訓練や自主防災組織等の研修において実施する防災気象講話への講師派遣、自治体職員向けの防災気象研修等を実施いただいております。

また、和歌山地方気象台に地域ごとの担当チーム「あなたの町の予報官」を編成し、平時から本市と緊密な連携関係を構築するとともに、気象防災ワークショップの実施など、市に寄り添った支援を行っていただいております。

緊急時には、JETT（気象庁防災対応支援チーム）を派遣するとともに、気象台長と市長とのホットラインを実施し、避難情報の迅速な発令、検討、判断や伝達等ができるよう双方が緊密に連携し、より充実した予報、警報等や助言などを迅速に提供いただいております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 気象庁では、気象台OBやOGなどから成る気象防災アドバイザーの拡充が進められております。気象の専門知識を持つ気象防災アドバイザーの活動内容は、平時は住民を対象とした気象講演会の実施や防災マニュアル等の作成や改善の支援、防災訓練への協力など、また大雨等の防災対応時には地域における今後の気

象状況の見通し等、詳細に、いつ、どこで、どれぐらい降るかなどについて解説をしたり、河川の水位等について解説をしたり、また防災気象情報の読み解き力を向上させるための講義の実施などを行っております。

この気象の専門知識を持つ気象防災アドバイザーを活用した研修や防災訓練への参加を実施する考えについて、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 奥田議員の再質問にお答えします。

気象防災アドバイザーは、国土交通省より委嘱された各地域の気象に精通する気象台OB、OG等で、和歌山気象台には、現在5名の方が登録されています。

議員のご質問にもありましたように、気象防災アドバイザーは、平時は自治体職員や住民を対象とした防災イベント等の講師として活動します。一方、災害時には今後の気象の見通し等の詳細な解説や指導等を行います。

現時点で、市において気象防災アドバイザーの派遣実績はございませんが、今後、各訓練における講師派遣など、研究、検討を行ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。